



## 《会計・税務の知識》 源泉徴収票のフォーム変更点

### はじめに

マイナンバー制度が施行されてから、マイナンバーの記載について改正されています。今回は皆様に馴染みのある、給与所得者の源泉徴収票に焦点を当てて変更内容と注意点をまとめました。

### 1. マイナンバー

平成 28 年 1 月以降に支払う給与等に係るものから新様式となり、給与等の支払いを受ける者の個人番号、控除対象配偶者の氏名及び個人番号、控除対象扶養親族の氏名及び個人番号、給与等の支払いをする者の個人番号又は法人番号の記載が必要となります。記載事項が追加されたことに伴い、様式が A 6 から A 5 サイズへ変更になります。

平成 年分 給与所得の源泉徴収票 ※

支払を受ける者 住所又は居所 氏名 氏名 個人番号	個人番号
種別 支払金額 給与所得控除後の金額 所得控除の額の合計額 源泉徴収税額	
控除対象配偶者の有無等 配偶者特別控除の額 控除対象扶養親族の数 障害者の数 非居住者等の有無等	
社会保険料等の金額 生命保険料の控除額 地震保険料の控除額 住宅借入金等特別控除の額	
住宅借入金等特別控除	
氏名 個人番号	
個人番号又は法人番号	

平成 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所 氏名 氏名 個人番号	個人番号
種別 支払金額 給与所得控除後の金額 所得控除の額の合計額 源泉徴収税額	
控除対象配偶者の有無等 配偶者特別控除の額 控除対象扶養親族の数 障害者の数 非居住者等の有無等	
社会保険料等の金額 生命保険料の控除額 地震保険料の控除額 住宅借入金等特別控除の額	
住宅借入金等特別控除	
氏名 個人番号	
個人番号又は法人番号	

平成 27 年 10 月 2 日に所得税法施行規則等が改正され、本人に交付する給与所得の源泉徴収票については、個人番号の記載は不要となりました。

### 2. その他

その他、これまで摘要欄に記載していた住宅借入金等特別控除関連が別枠で記載したり、控除対象配偶者や控除対象扶養親族について別枠が設けられるなどの若干の変更があります。

### おわりに

今年、退職者に源泉徴収票を発行する場合は、新様式を利用する必要があります。ご自身で源泉徴収票を作成・発行されている方はご注意ください。  
 (担当：齋藤)